大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

１　指定取消し対象事業者

1. 法人名　株式会社Ａｒｋ
2. 代表者　代表取締役　船道　真由
3. 法人所在地　大阪府堺市西区浜寺船尾町東三丁４５１番地―２０１号

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名称　　ちゅちゅ
2. 所在地　　大阪府八尾市上之島町南四丁目４１番２サラサ八尾西館１階
3. サービス種別　　児童発達支援・放課後等デイサービス

３　指定取消し年月日

　平成３１年３月１５日（金曜日）

４　指定取消しの理由

不正請求・虚偽の答弁（法第21条の5の24第1項第5,7号）

管理者は、人員基準を満たしていないことを知りながら、児童指導員等加配加算を不正に請求し、受領していた。また、監査時に人員基準を満たしていないことを隠蔽するため、資格のない従業者に、児童指導員の資格を有する別の者の名を名乗るよう指示を行い、虚偽の答弁をさせた。